

郡山市上下水道事業の概要について

令和6年5月27日(月)

郡山市上下水道局

郡山市の水道事業について

説 明 項 目

- 1 水道事業について
- 2 水道料金体系について
- 3 水道事業の経営指標について

3

1 水道事業について

1) 水道事業とは（水道法第1条）

➤ 水を供給する事業

目的

水質＝「清浄」

水量＝「豊富」

対価＝「低廉」

公衆衛生の向上と
生活環境の改善を図る

○経 営 ⇒ 市町村

○水道事業 ⇒ 「地方公営企業法」が適用

・郡山市上下水道局は 郡山市が経営する「企業」

4

2) 水道事業の経営（下水道事業・農業集落排水事業も同様）

○地方公営企業の経営の基本原則

（地方公営企業法第3条）

常に企業の経済性を発揮
公共の福祉を増進

○地方公営企業の特徴

- ①独立採算制

②企業会計方式

③行政と経営の分離
-
- ・水道料金で運営

・複式簿記の採用

・経営責任者として事業管理者の設置

3) 水道の種類

事業の種類		事業の定義	本市の状況	運営
水道事業	上水道事業	不特定多数人へ供給する事業で計画給水人口が5001人以上	上水道	郡山市
	簡易水道事業	不特定多数人へ供給する事業で計画給水人口が101人以上5000人以下	湖南・熱海簡易水道事業	郡山市
	専用水道	特定者へ供給する事業で、居住人口が101人以上	6施設 (R5末現在)	民間

※郡山市では、上水道事業と簡易水道事業の2種類の事業を運営している。

4) 郡山市の浄水場・給水区域

郡山市上水道の浄水場



給水開始 昭和48年4月
年間総給水量に 1.5%
占める割合(R4)
○主に磐梯熱海温泉街へ給水



給水開始 平成9年7月
年間総給水量に 16.9%
占める割合(R4)
○東北で初めて、オゾンと活性炭による高度浄水処理を導入



給水開始 昭和46年7月
年間総給水量に 81.5%
占める割合(R4)
○本市の基幹浄水場



給水開始 昭和36年12月
年間総給水量に 0.1%
占める割合(R4)
○旧中田簡易水道

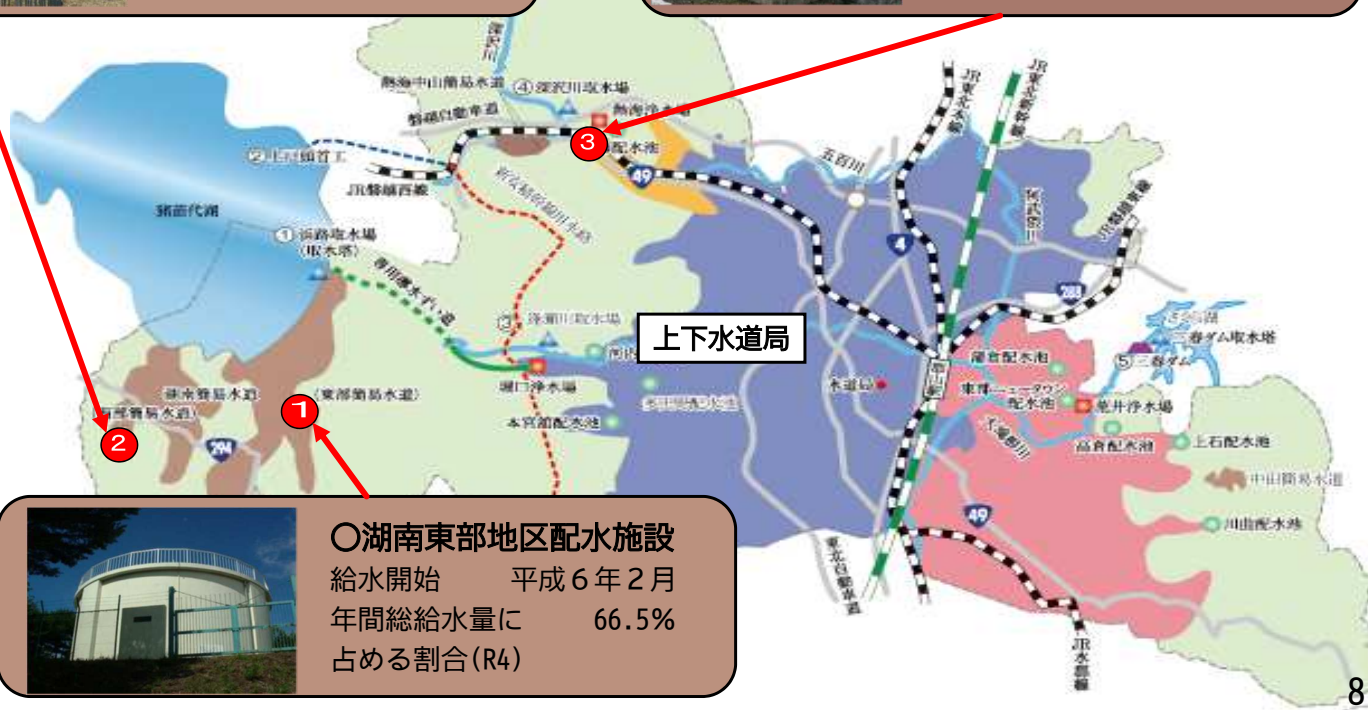
郡山市簡易水道の配水施設



○湖南西部地区配水施設
給水開始 平成11年2月
年間総給水量に 30.8%
占める割合(R4)



○熱海地区配水施設
給水開始 平成6年6月
年間総給水量に 2.7%
占める割合(R4)



○湖南東部地区配水施設
給水開始 平成6年2月
年間総給水量に 66.5%
占める割合(R4)

2 水道料金体系について

料金に関する法律

地方公営企業法 第21条（料金）

地方公共団体は、地方公営企業の給付について料金を徴収することができる。

- 2 前項の料金は、公正妥当なものでなければならない、かつ、能率的な経営の下における適正な原価を基礎とし、地方公営企業の健全な運営を確保することができるものでなければならない。

水道法 第14条（供給規定）

水道事業者は、料金、給水装置工事の費用の負担区分その他の供給条件について、供給規定を定めなければならない。

- 2 前項の供給規定は、次に掲げる要件に適合するものでなければならない。

- 一 料金が、能率的な経営の下における適正な原価に照らし、健全な経営を確保することができる公正妥当なものであること。
- 二 料金が、低率又は定額をもって明確に定められていること。
- 三 水道事業者及び水道の需要者の責任に関する事項並びに給水装置工事の費用の負担区分及びその額の算出方法が、適正かつ明確に定められていること。
- 四 特定の者に対して不当な差別的取扱をするものでないこと。

9

郡山市の水道料金

一般用

使用水量に関わらず
かかる料金

口径	基本料金（円）
13mm	1,166
20mm	3,157
25mm	5,170
40mm	15,840
50mm	23,430
75mm	58,520
100mm	100,100
125mm	100,100
150mm	217,800
200mm	309,100

+

使用水量に応じてかかる料金

使用水量	従量料金（円）
1～20m ³	102.3
21m ³ ～	226.6

（月額・税込）

水道料金

【参考】一般家庭の水道料金
（口径13mm・使用水量20m³）

3,212円/月

10

郡山市の水道料金(中田町柳橋・中津川)

口径	基本料金 (円)
13mm	583
20mm	1578.5
25mm	2,585
40mm	7,920
50mm	11,715
75mm	29,260

+

使用水量	従量料金 (円)
1~20m ³	55
21m ³ ~	115.5

(月額・税込)

水道料金

(中田町柳橋・中津川)

【参考】一般家庭の水道料金
(口径13mm・使用水量20m³)

1,683円/月

- 令和3年度まで中田簡易水道として運営されていたが、令和4年度から水道事業として上下水道局に事務移管。
- 現行の水道料金との格差については、今後解消していく予定。

11

郡山市の簡易水道料金(湖南・熱海中山)

口径	基本料金 (円)
13mm	693
20mm	1,892
25mm	3,102
40mm	9,504
50mm	14,058
75mm	35,112

+

使用水量	従量料金 (円)
1~20m ³	66
21m ³ ~	132

(月額・税込)

簡易水道料金

【参考】一般家庭の簡易水道料金
(口径13mm・使用水量20m³)

2,013円/月

- 令和4年度から上下水道局に事務移管。
- 水道料金との格差については、今後解消していく予定。

12

水道料金・簡易水道料金格差の解消

水道（中田町柳橋・中津川地区）

単位：円

年度	令和4～7年度	令和8～12年度	令和13年度～
準備料金	530	680	970
水量料金	1,000	1,300	1,600
消費税10%	153	198	257
計	1,683	2,178	2,827

簡易水道（湖南・熱海中山）

単位：円

年度	令和4～7年度	令和8～12年度	令和13年度～
準備料金	630	780	970
水量料金	1,200	1,400	1,600
消費税10%	183	218	257
計	2,013	2,398	2,827

10年間で現行水道料金の88%まで引き上げる

※一般家庭(口径13mm 使用水量20m³)の例

13

3 水道事業の経営指標について

経営比較分析表

経営比較分析表に記載されている11の経営指標は、経年比較や他公営企業との比較などを行い、現状や課題等を把握することが可能となる。

総務省の通知によって策定及び公表を行っており、数値とグラフは地方公営企業決算状況調査に基づき総務省が作成、市町村が分析欄を記載している。

14

給水人口規模別・類似団体一覧

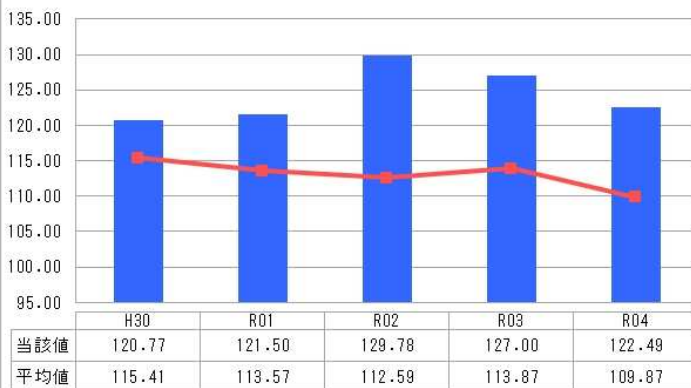
給水形態	現在給水人口規模	区分
末端給水事業	都市	政令市等
	30万人以上	A1
	15万人以上30万人未満	A2
	10万人以上15万人未満	A3
	5万人以上10万人未満	A4
	3万人以上5万人未満	A5
	1.5万人以上3万人未満	A6
	1万人以上1.5万人未満	A7
	5千人以上1万人未満	A8
	5千人未満	A9

県市 2
 企業団 41
 合計 49

本市は30万人以上規模（A1）に該当

①経常収支比率(%)

【108.70】



経常収支比率(%)

営業収益＋営業外収益

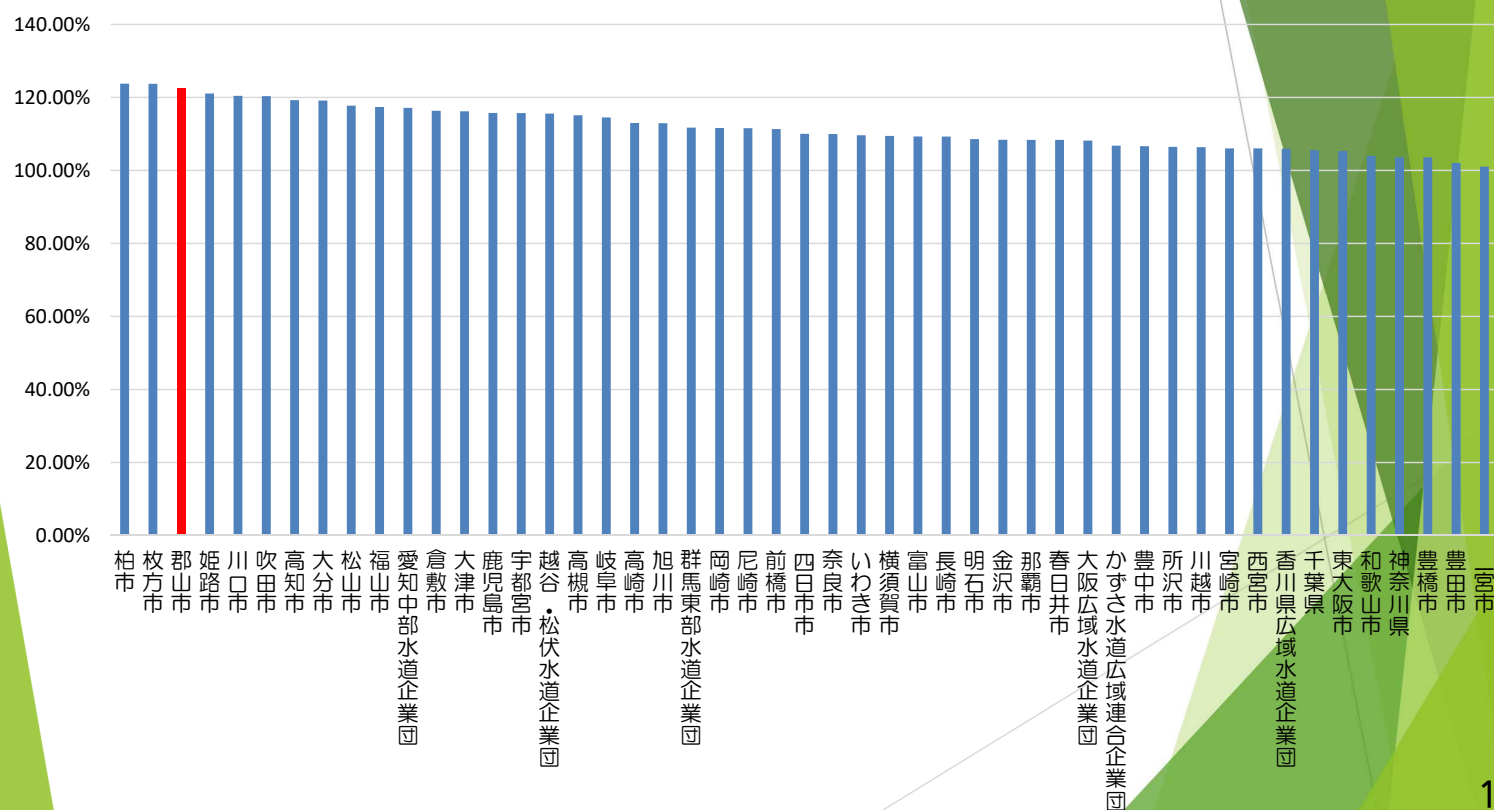
$$\frac{\text{経常収益}}{\text{経常費用}} \times 100$$

営業費用＋営業外費用

$$\frac{7,949,079 \text{ 千円}}{6,489,680 \text{ 千円}} \times 100 = 122.49$$

経常収支比率(%)とは、経常収益（営業収益＋営業外収益）と経常費用（営業費用＋営業外費用）の比率のこと。100%で損益がちょうど0となることを示し、100%未満で損失（欠損金）が発生し、100%を超えると利益（繰越利益剰余金）が発生していることを示す。

経常収支比率（類似団体比較表）



17



企業債残高対給水収益比率(%)

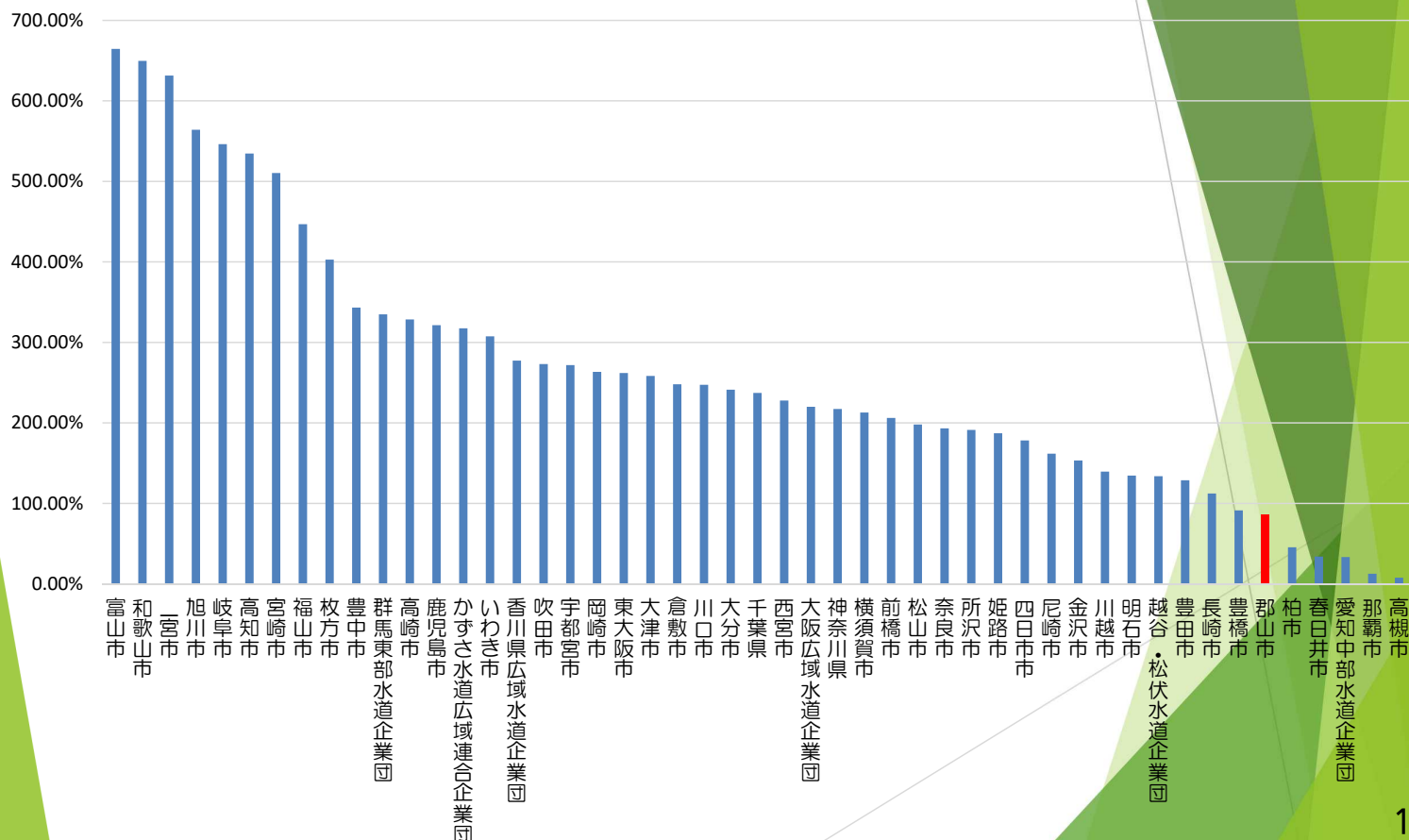
$$\frac{\text{企業債残高}}{\text{給水収益}} \times 100$$

$$\frac{6,133,370 \text{千円}}{7,094,582 \text{千円}} \times 100 = 86.45$$

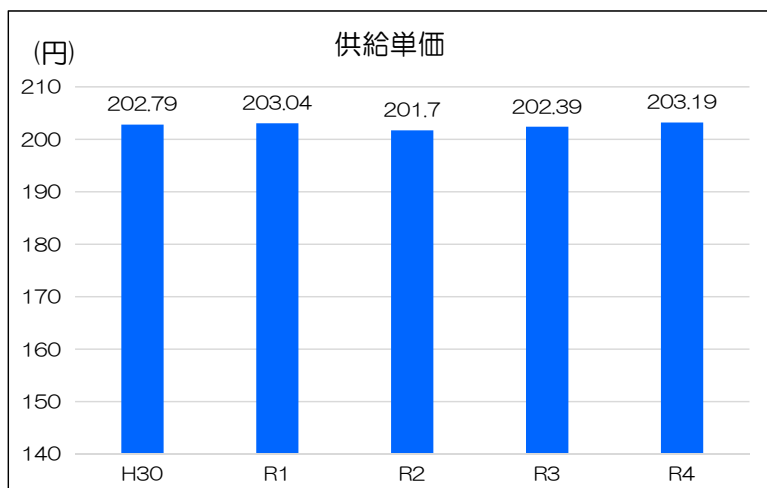
企業債残高対給水収益比率(%)とは、企業債残高（借入金の総額）が給水収益（年間の水道料金収入）の何倍かを表す指標である。

18

企業債残高対給水収益比率（類似団体比較表）



19



供給単価(円/m³)

水道料金収入

1立方メートル当りの水道水の売価

給水収益
有収水量

料金収入の得られた水量

$$\frac{7,094,582 \text{ 千円}}{34,915,631 \text{ m}^3} = 203.19$$

給水原価(円/m³)

1立方メートル当りの水道水の原価

経常費用
有収水量

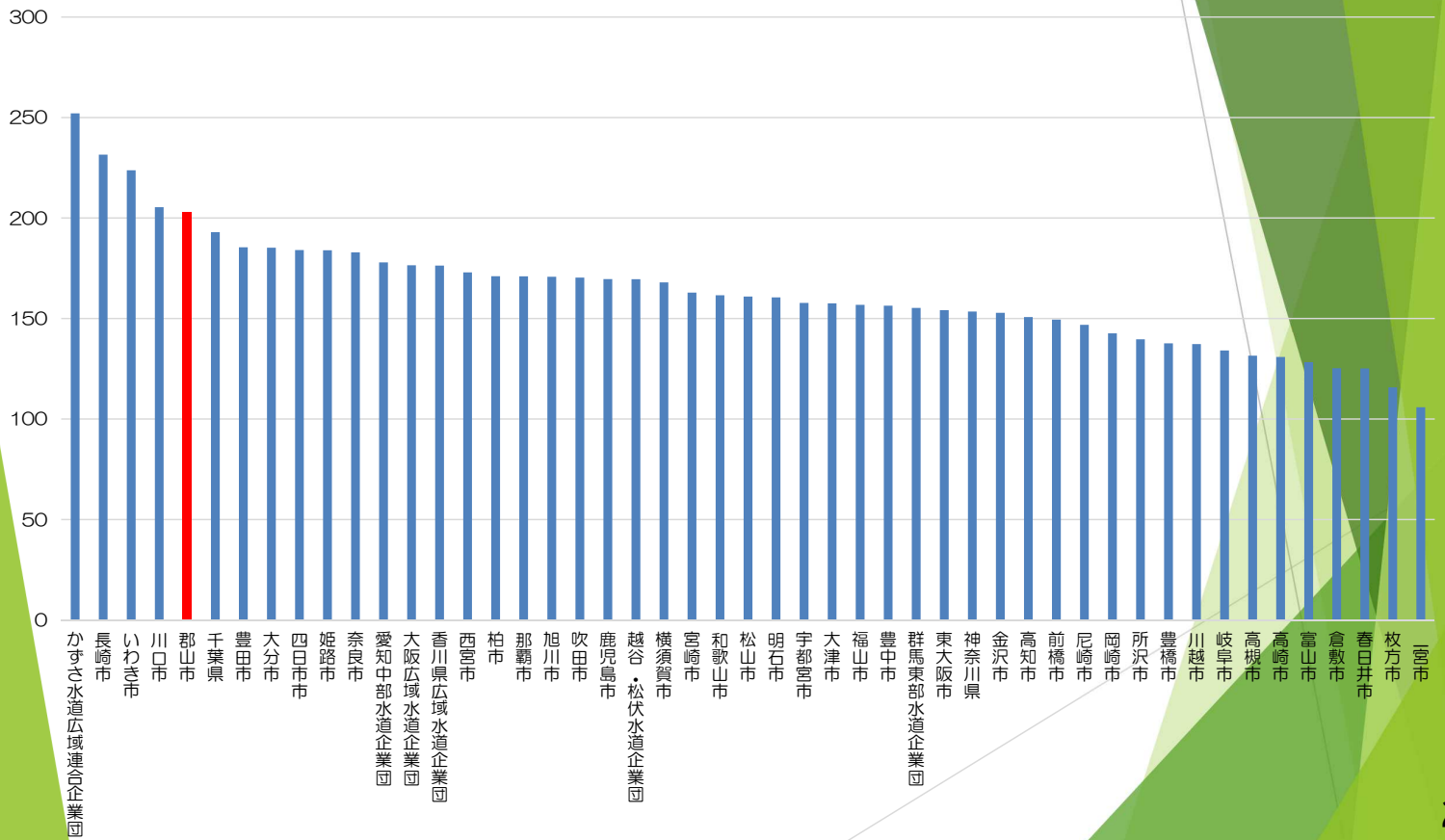
※ 受託工事費、材料及び不用品売却原価、附帯事業費、長期前受金戻入を除く

$$\frac{6,056,235 \text{ 千円}}{34,915,631 \text{ m}^3} = 173.45$$

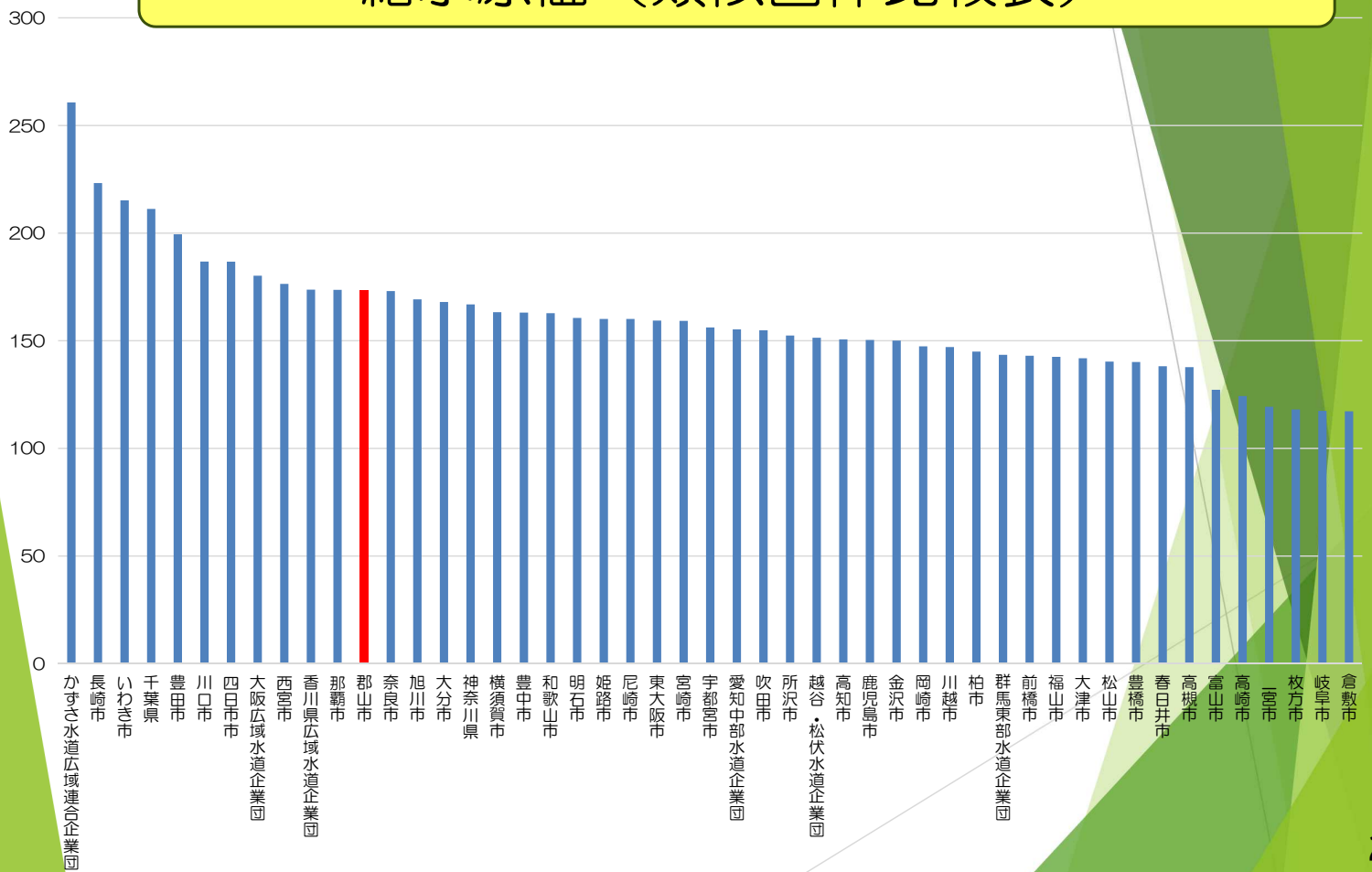


20

供給単価（類似団体比較表）

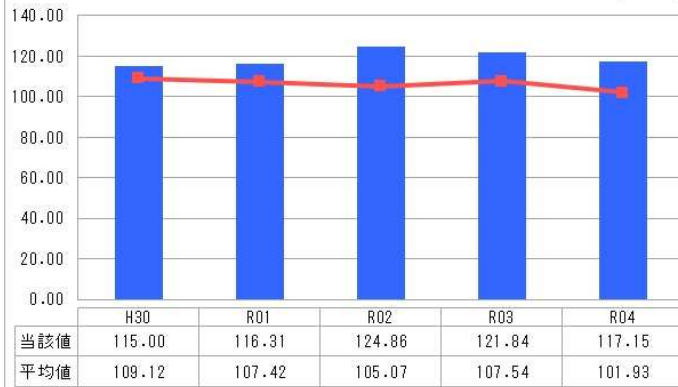


給水原価（類似団体比較表）



⑤料金回収率(%)

【97.47】



料金回収率(%)

1立方メートル当りの水道水の販売単価

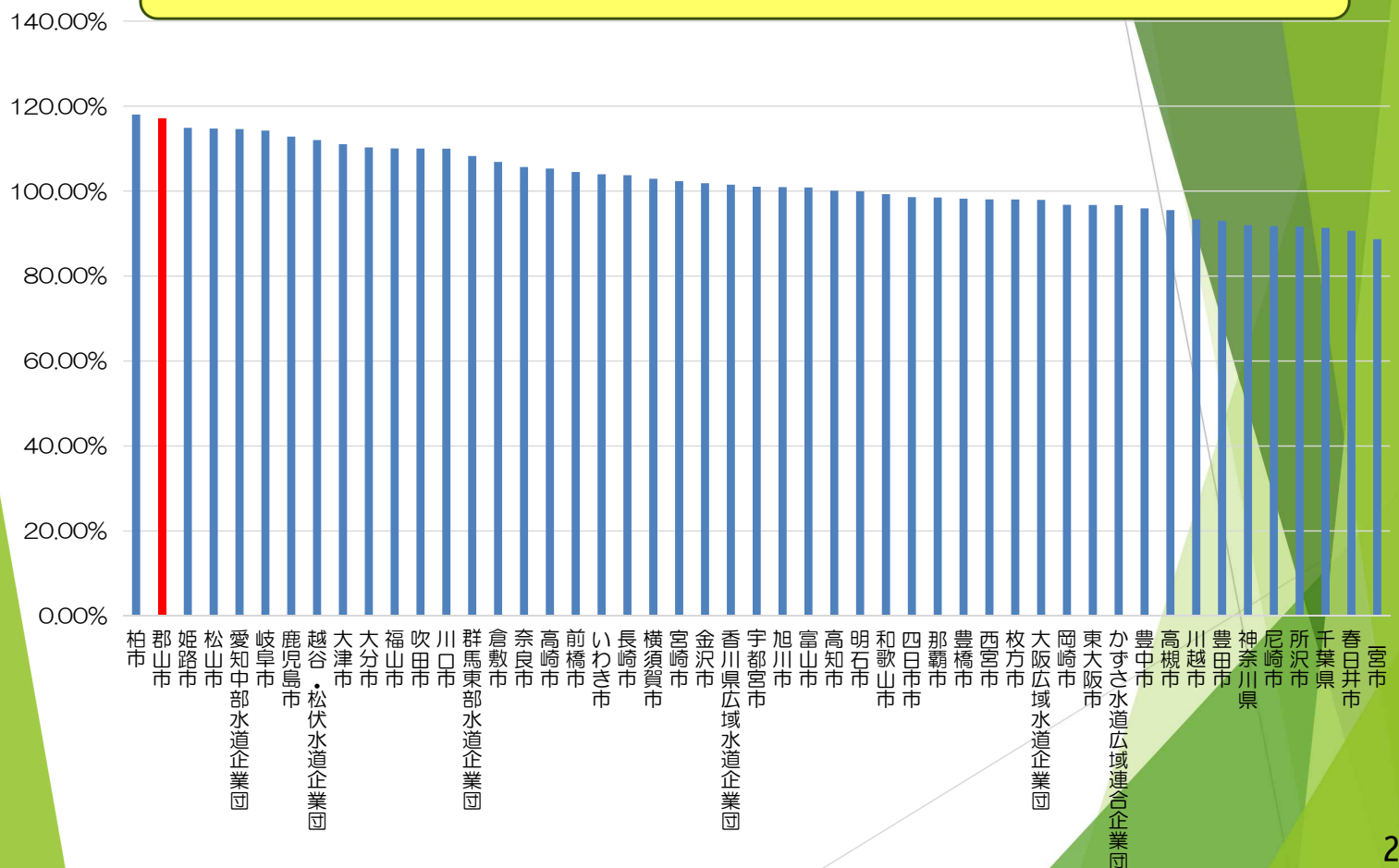
$$\frac{\text{供給単価}}{\text{給水原価}} \times 100$$

1立方メートル当りの水道水の製造単価

$$\frac{203.19}{173.45} \times 100 = 117.15$$

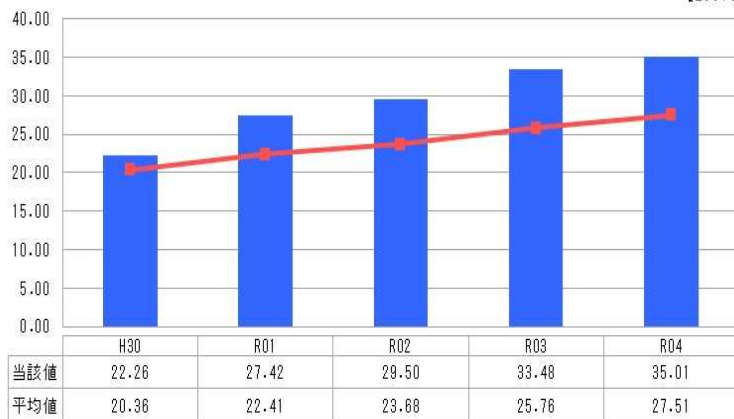
料金回収率(%)とは、水道水をつくり各家庭へ供給する費用が、どの程度水道料金収益で賄えているかを表した指標である。100%を超えると、水道にかかる経費は全て水道料金収入で賄っているといえる。

料金回収率（類似団体比較表）



②管路経年化率(%)

【23.75】



管路経年化率(%)

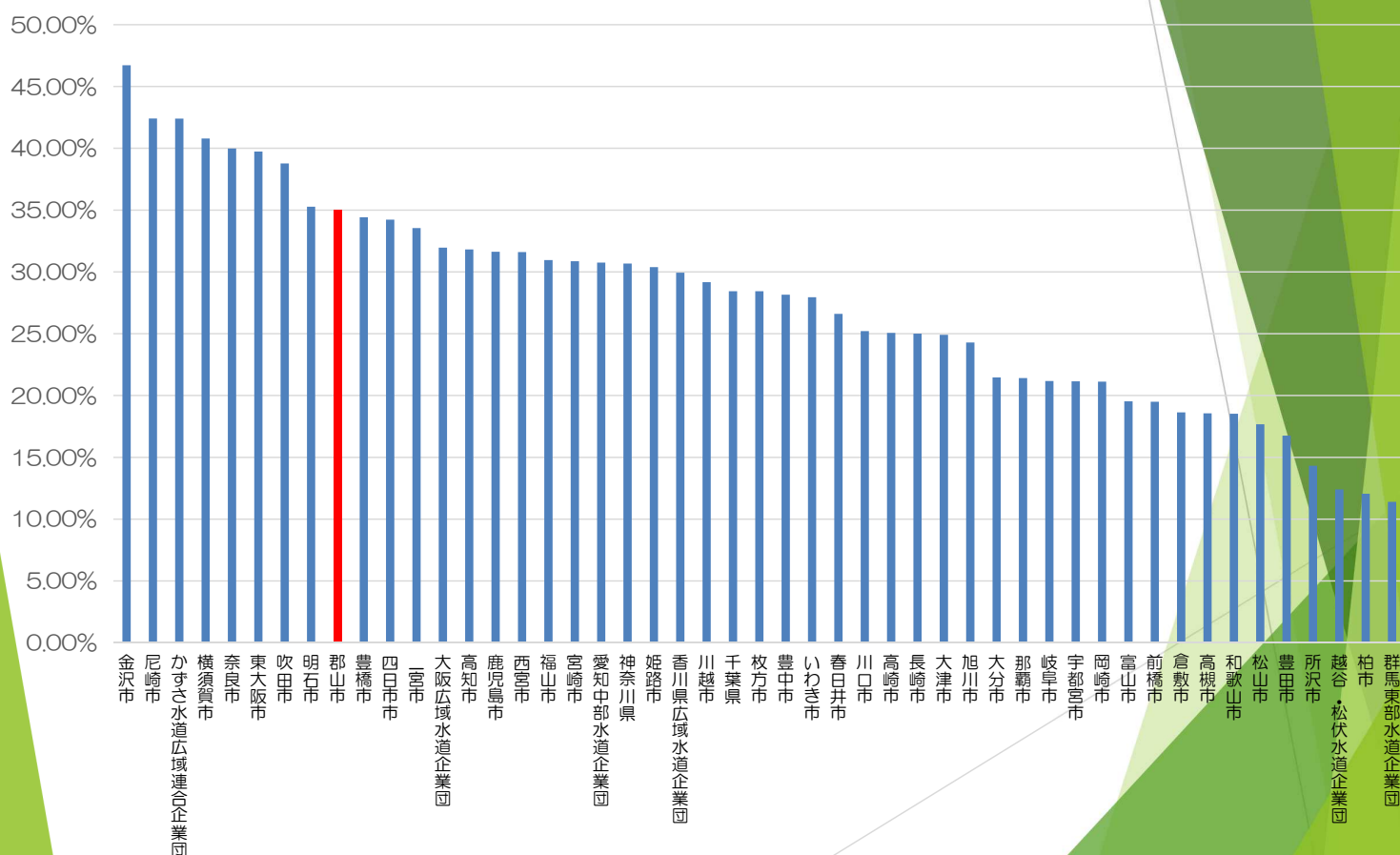
$$\frac{\text{法定耐用年数を経過した管路延長}}{\text{管路延長}} \times 100$$

全管路延長に対する法定耐用年数が経過した管路の割合

$$\frac{638.85 \text{ km}}{1825.01 \text{ km}} \times 100 = 35.01$$

全管路延長に対する法定耐用年数を経過した管路の割合。
水道管の法定耐用年数は40年であるが、管種や地下埋設状況などによっては、法定耐用年数を超えて使用できる管路も多い。

管路経年化率（類似団体比較表）



郡山市の下水道事業

農業集落排水事業

について

27

説明項目

- 1 下水道事業について
- 2 下水道使用料体系について
- 3 経営指標について

28

1 下水道事業について

○ 役割と種類

都市の健全な発達及び公衆衛生の向上に寄与し、あわせて公共用水域の水質保全に資することを目的とする。（下水道法第1条抜粋）

汚水

公共用水域の水質保全

汚水を集めて浄化し、川や海に流すので、水質が保全できる。

生活環境の改善

家庭や工場の汚水を排除し、蚊やハエの発生を防ぎ、まちがきれいになる。



雨水

雨水の排除

街なかに降った雨水を側溝や下水管を通して排除し、浸水を防いで被害を軽減する。

下水道事業は、「**汚水私費**」・「**雨水公費**」の原則による事業経営

29

雨水事業

1) 排水対策施設の整備状況

○事業内容： 浸水の危険性の高い地区において、
雨水幹線・雨水排水ポンプ場を整備。

・雨水排水ポンプ場（6か所供用）

梅田ポンプ場、水門町ポンプ場、古川ポンプ場、横塚ポンプ場、
古坦ポンプ場、五百淵ポンプ場

雨水幹線の整備（字大河原 外 地内）



古坦ポンプ場（富久山町久保田字古坦 地内）



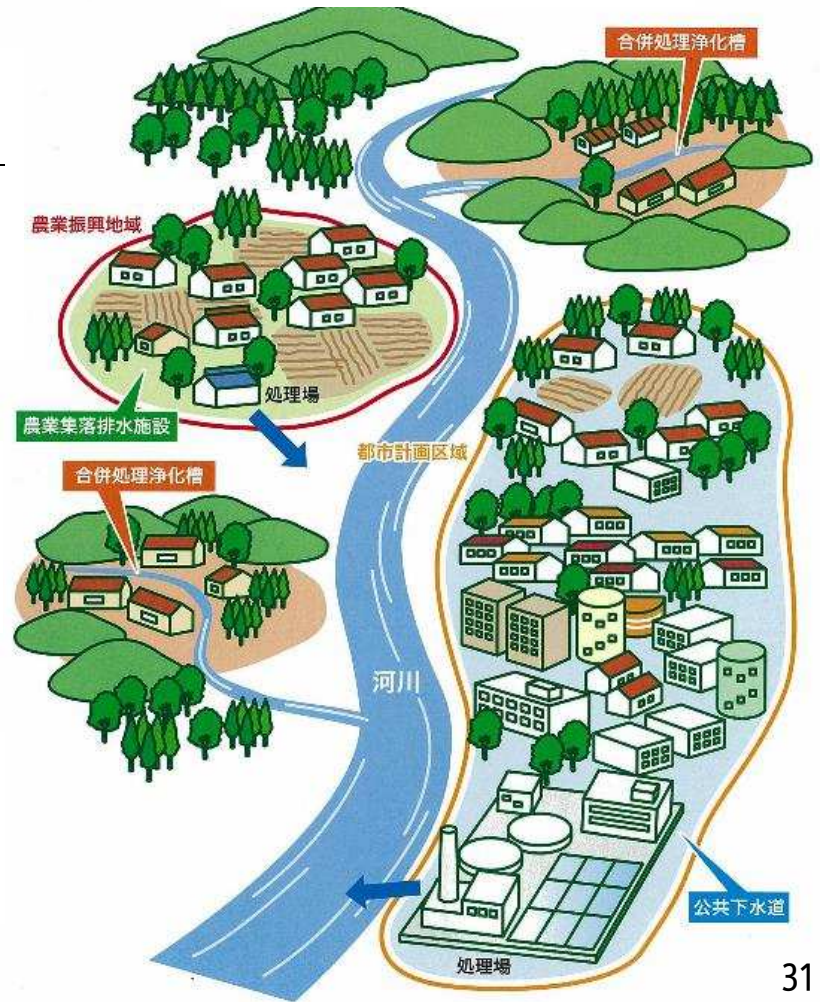
30

○公共下水道（污水・雨水）とは
主として市街地における下水（污水・雨水）を排除、処理する施設

*市街地以外で、特定の環境を保全するための公共下水道あり（特定環境保全公共下水道）

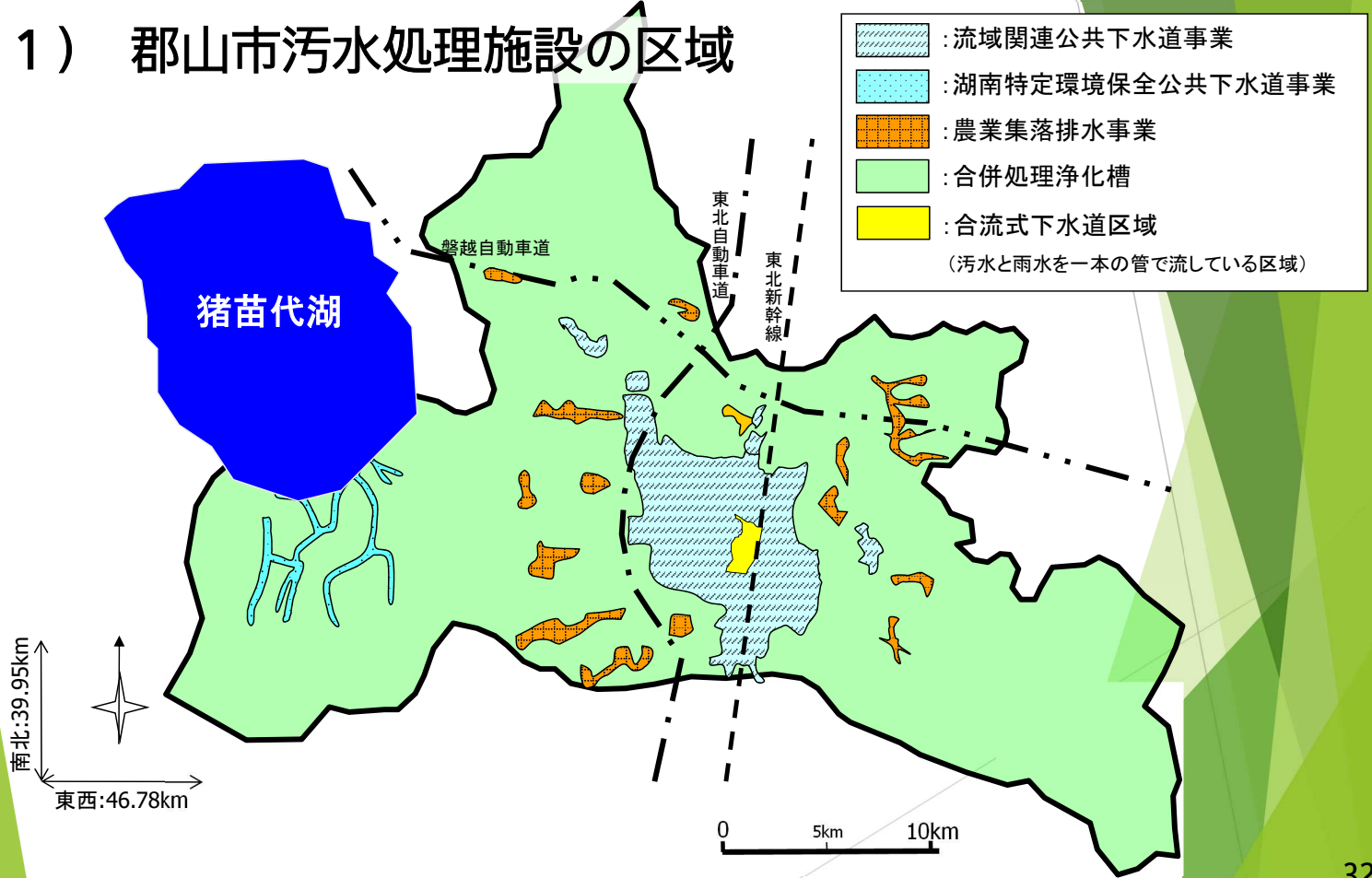
○農業集落排水施設とは
農村地域における污水を排除、処理する施設

○合併処理浄化槽とは
トイレの排水のほか、台所や風呂等の生活排水もあわせて処理する施設



污水事業

1) 郡山市污水处理施設の区域



2 下水道使用料体系について

使用料に関する法律

地方公営企業法 第21条（料金）

地方公共団体は、地方公営企業の給付について料金を徴収することができる。

- 2 前項の料金は、公正妥当なものでなければならず、かつ、能率的な経営の下における適正な原価を基礎とし、地方公営企業の健全な運営を確保することができるものでなければならない。

郡山市上下水道事業の設置等に関する条例 第3条（法の適用）

法第2条第3項及び地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第1条第2項の規定に基づき、下水道事業及び農業集落排水事業に法の規定の全部を適用する。

下水道法 第20条（使用料）

公共下水道管理者は、条例で定めるところにより、公共下水道を使用する者から使用料を徴収することができる。

- 2 使用料は、次の原則によつて定めなければならない。
- 一 下水の量及び水質その他使用者の使用の態様に応じて妥当なものであること。
 - 二 能率的な管理の下における適正な原価をこえないものであること。
 - 三 定率又は定額をもつて明確に定められていること。
 - 四 特定の使用者に対し不当な差別的取扱をするものでないこと。

33

郡山市の下水道等使用料

一般用

汚水量に関わらず
かかる料金

基本水量	基本使用料（円）
10m ³	1,306

+

汚水量に応じてかかる料金

汚水量	超過使用料（円）
11～20m ³	176
21～51m ³	203
51～100m ³	230
101～200m ³	263
201～500m ³	291
501～	318

下水道等使用料

【参考】一般家庭の下水道等使用料
（汚水量20m³）

3,066円/月

（月額・税込）

※農業集落排水は下水道に準じた使用料としている

34

3 下水道事業の経営指標について

経営比較分析表

経営比較分析表に記載されている11の経営指標は、経年比較や他公営企業との比較などを行い、現状や課題等を把握することが可能となる。

総務省の通知によって策定及び公表を行っており、数値とグラフは地方公営企業決算状況調査に基づき総務省が作成、市町村が分析欄を記載している。

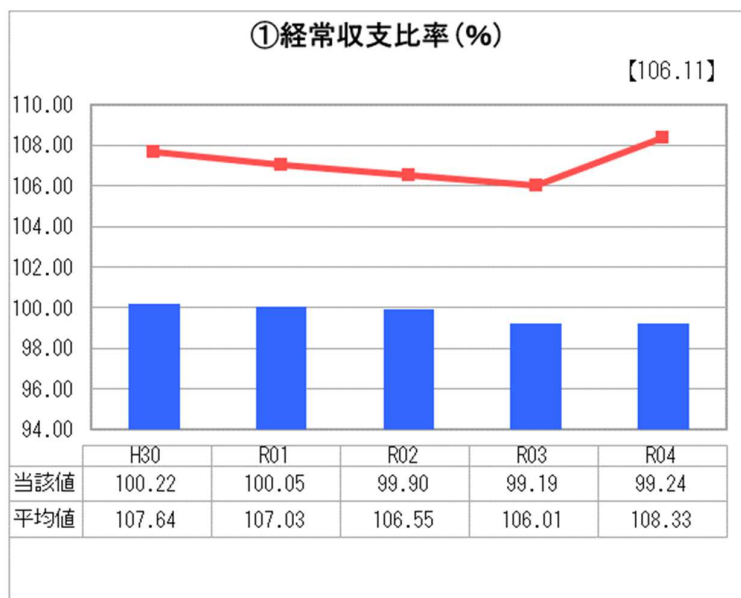
35

給水人口規模別・類似団体一覧

処理区域内人口区分	処理区域内人口密度区分	供用開始後年数別区分	類型区分	団体数
政令市等			政令市等	21
10万人以上	100人/ha以上		Aa	33
	75人/ha以上		Ab	30
	50人/ha以上	30年以上	Ac1	467
	50人/ha未満	30年未満	Ac2	2
3万人以上	100人/ha以上		Ba	8
	75人/ha以上	30年以上	Bb1	25
		30年未満	Bb2	2
	50人/ha以上	30年以上	Bc1	63
		30年未満	Bc2	12
	50人/ha未満	30年以上	Bd1	158
3万人未満		30年未満	Bd2	23
	75人/ha以上		Ca	3
	50人/ha以上	30年以上	Cb1	25
		15年以上	Cb2	22
		15年未満	Cb3	4
	25人/ha以上	30年以上	Cc1	153
		15年以上	Cc2	150
		15年未満	Cc3	19
	25人/ha未満	30年以上	Cd1	122
		15年以上	Cd2	186
		15年未満	Cd3	11

本市はAdに該当

36



経常収支比率(%)

営業収益＋営業外収益

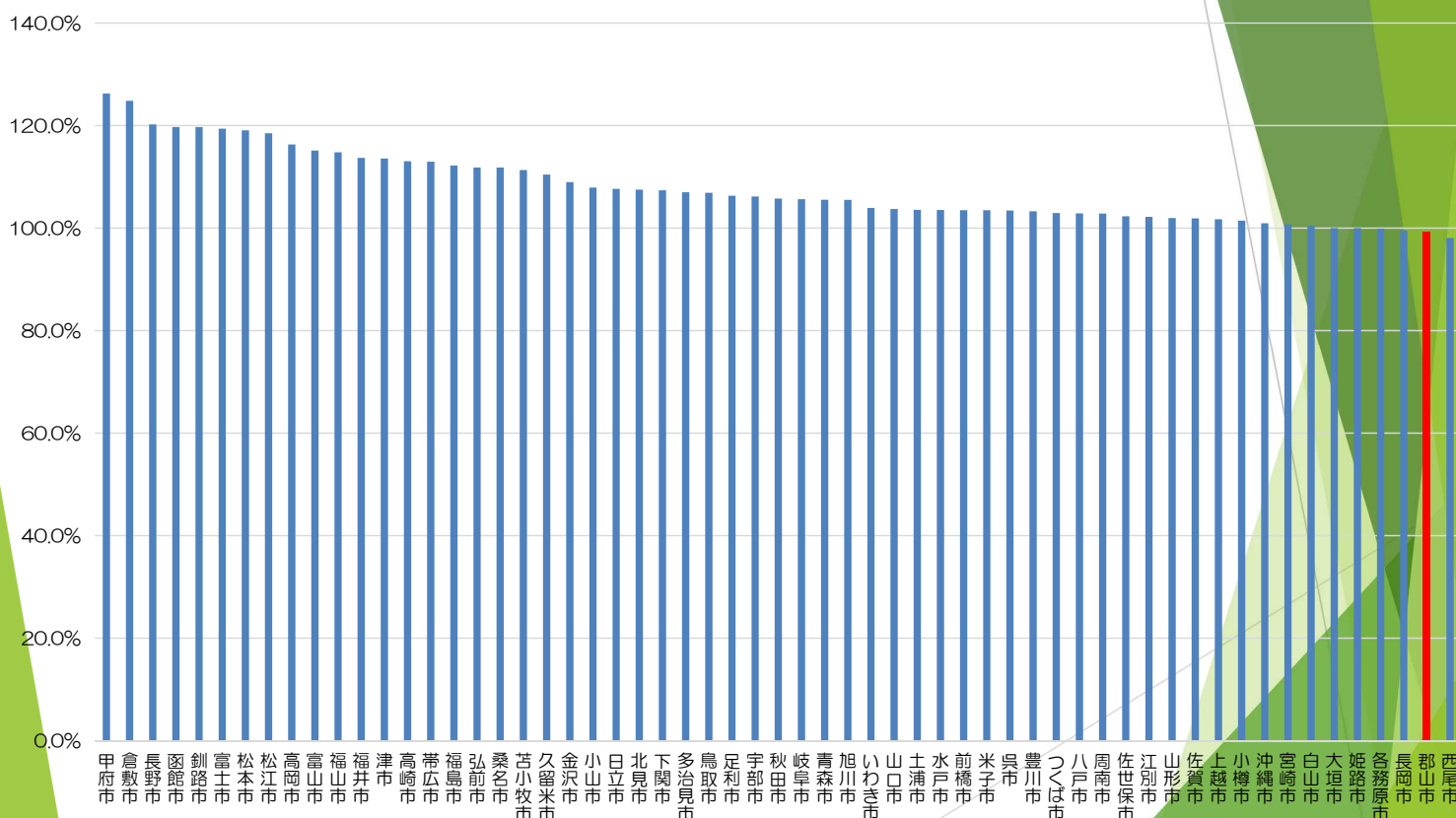
$$\frac{\text{経常収益}}{\text{経常費用}} \times 100$$

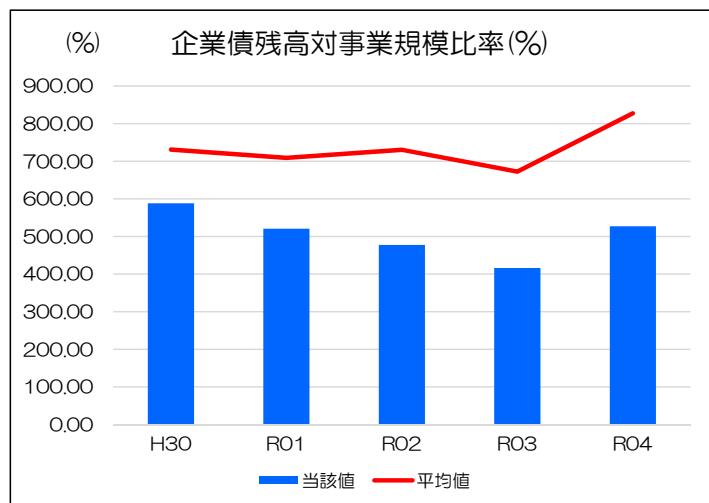
営業費用＋営業外費用

$$\frac{7,775,559\text{千円}}{7,835,494\text{千円}} \times 100 = 99.24$$

経常収支比率(%)とは、経常収益(営業収益＋営業外収益)と経常費用(営業費用＋営業外費用)の比率のこと。100%で損益がちょうど0となることを示し、100%未満で損失(欠損金)が発生し、100%を超えると利益(繰越利益剰余金)が発生していることを示す。

経常収支比率(類似団体比較表)





(単位：%)

	H30	R01	R02	R03	R04
当該値	587.98	520.58	477.22	415.88	526.95
平均値	730.93	708.89	730.52	672.33	827.43

企業債残高対事業規模比率 (%) とは、企業債残高（借入金の総額）が下水道使用料収入（年間の下水道使用料収入）の何倍かを表す指標である。

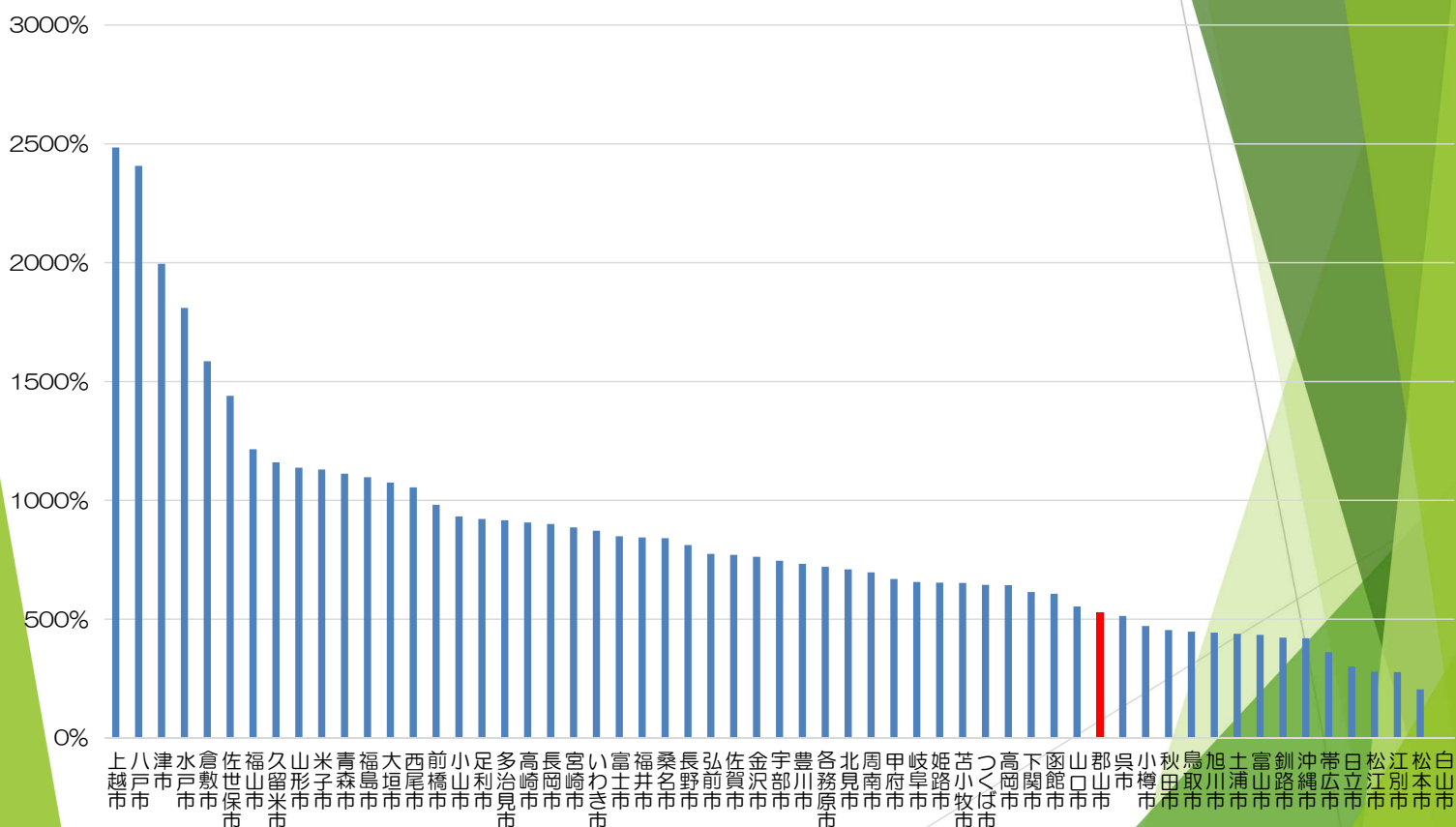
企業債残高対事業規模比率 (%)

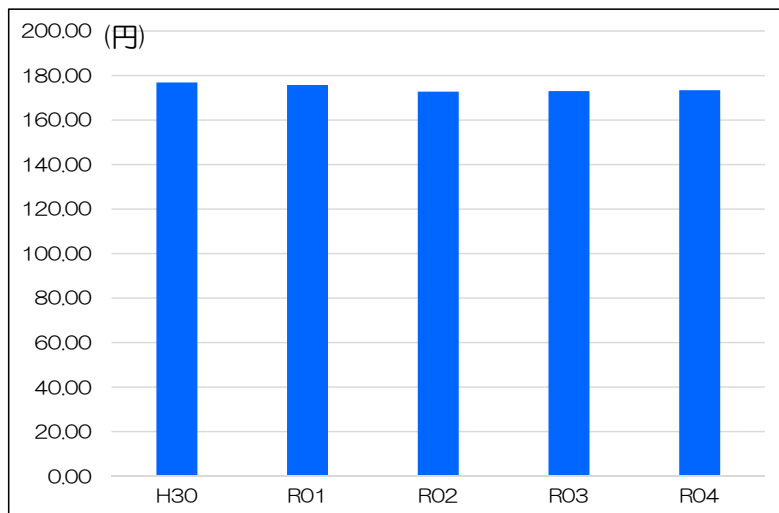
$$\frac{\text{企業債残高}}{\text{下水道使用料収入}} \times 100$$

※一般会計が負担すべき費用や
雨水処理費等を控除する

$$\frac{20,213,514 \text{ 千円}}{3,835,937 \text{ 千円}} \times 100 = 526.95$$

企業債残高対事業規模比率（類似団体比較表）





使用料単価(円/m³)

汚水1立方メートル
当りの処理料金

下水道使用料収入
有収水量

使用料収入の得られた汚水量

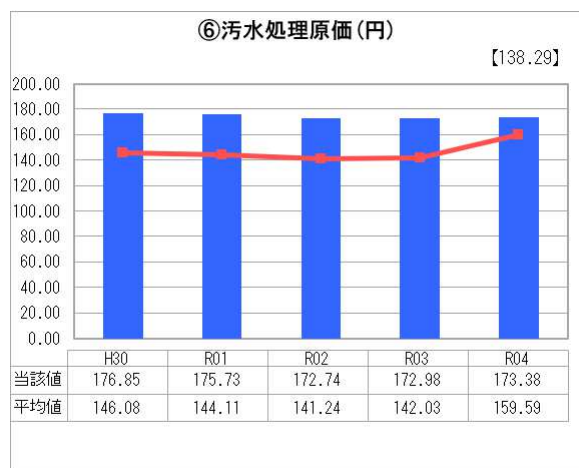
$$\frac{3,832,111 \text{ 千円}}{22,102,759 \text{ m}^3} = 173.38$$

汚水処理原価(円/m³)

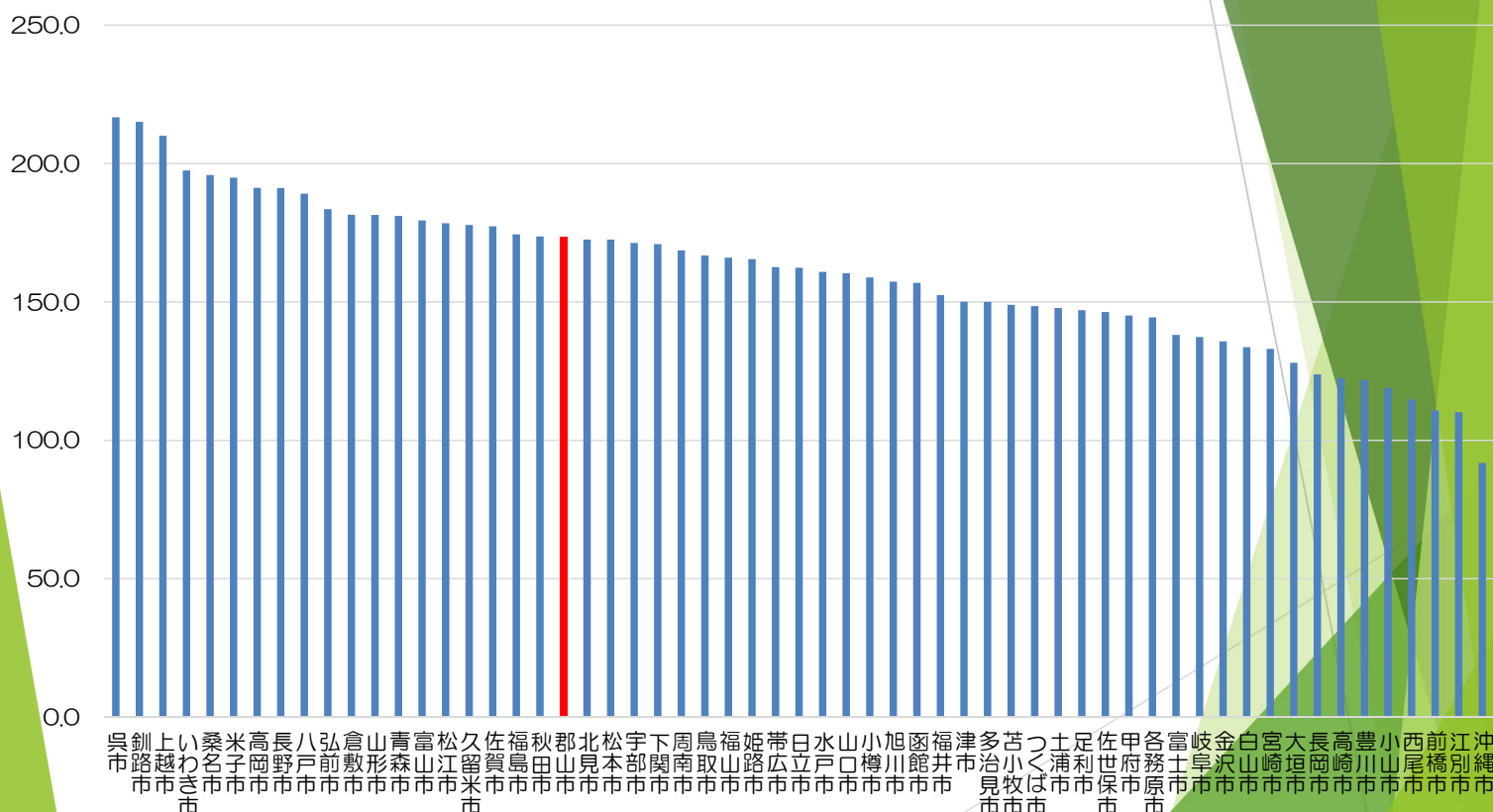
1立方メートル当りの
処理原価

汚水処理費
有収水量

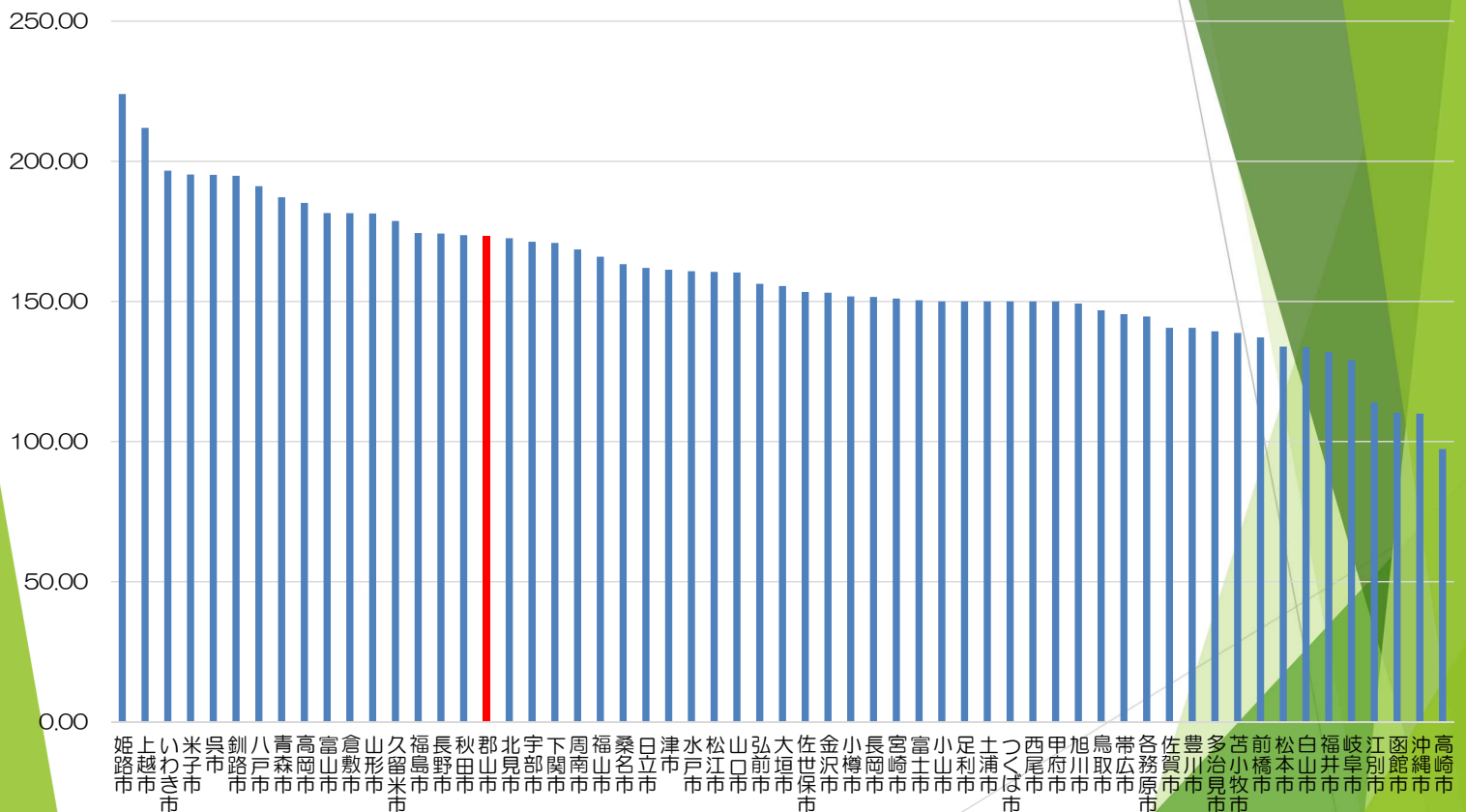
$$\frac{3,832,176 \text{ 千円}}{22,102,759 \text{ m}^3} = 173.38$$



使用料単価（類似団体比較表）



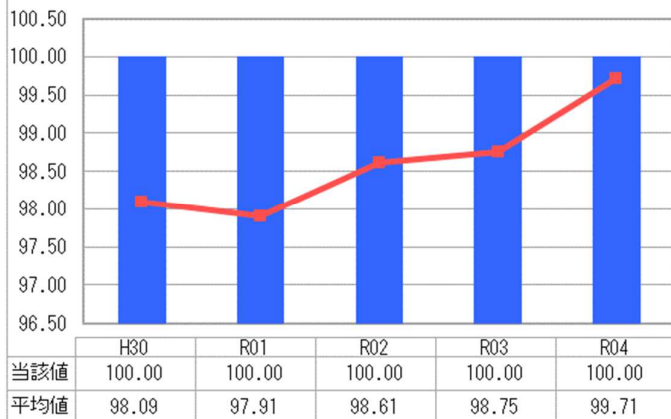
汚水処理原価（類似団体比較表）



43

⑤経費回収率(%)

[97.61]



経費回収率(%)

1立方メートル当りの下水道使用料の平均単価

$$\frac{\text{使用料単価}}{\text{汚水処理原価}} \times 100$$

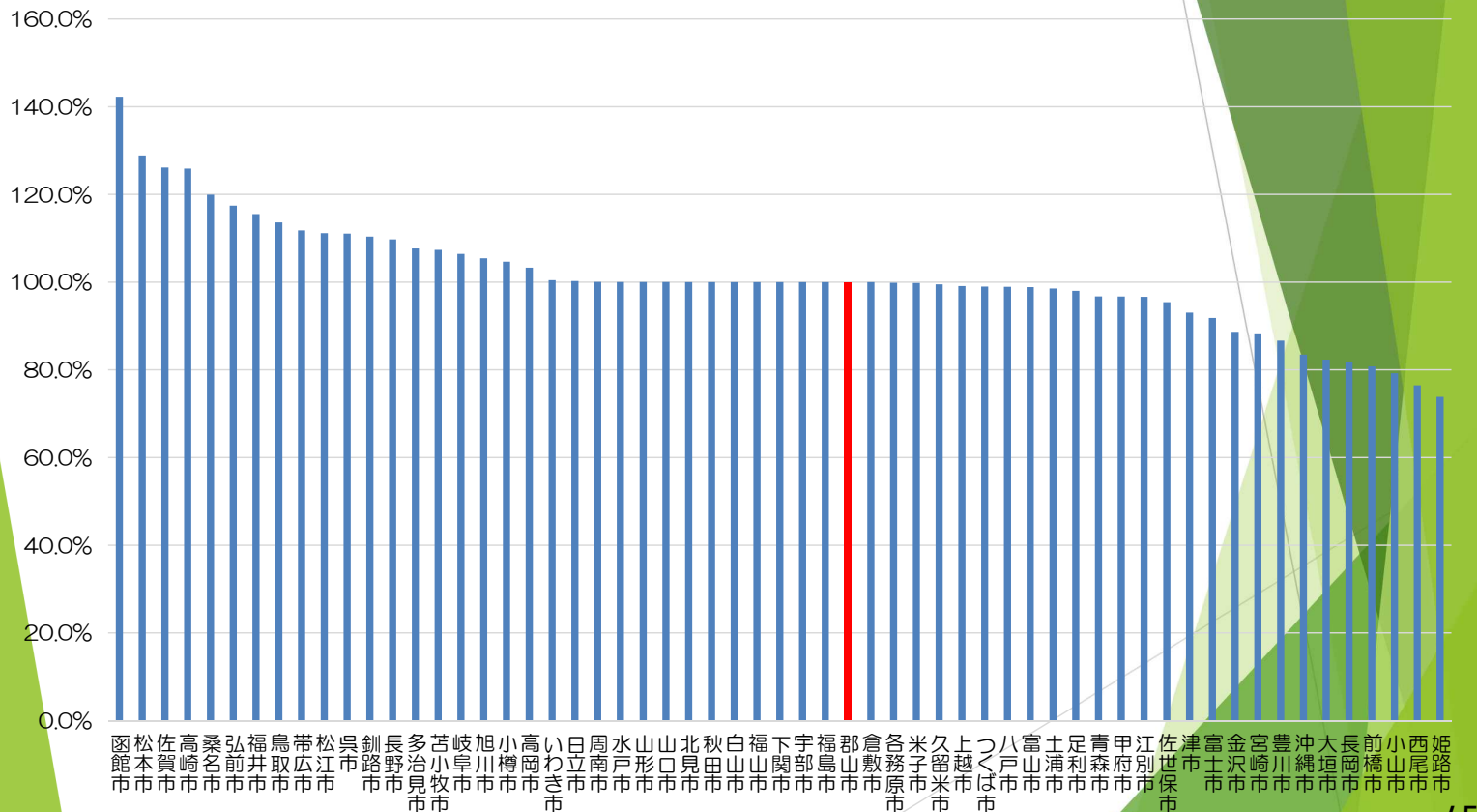
1立方メートル当りの汚水の処理費用

$$\frac{173.38}{173.38} \times 100 = 100.00$$

経費回収率(%)とは、汚水処理にかかった経費を下水道使用料でどの程度賄えているかを表す指標です。

44

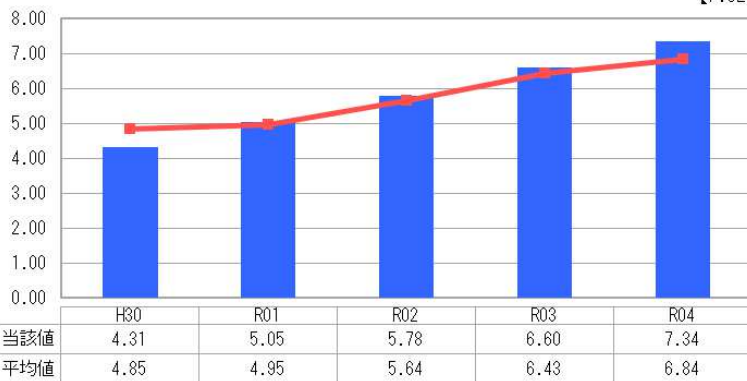
経費回収率（類似団体比較表）



45

②管渠老朽化率 (%)

[7.62]



管路老朽化率 (%)

$$\frac{\text{法定耐用年数を経過した管渠延長}}{\text{下水道管渠延長}} \times 100$$

全管路延長に対する法定耐用年数が経過した管路の割合

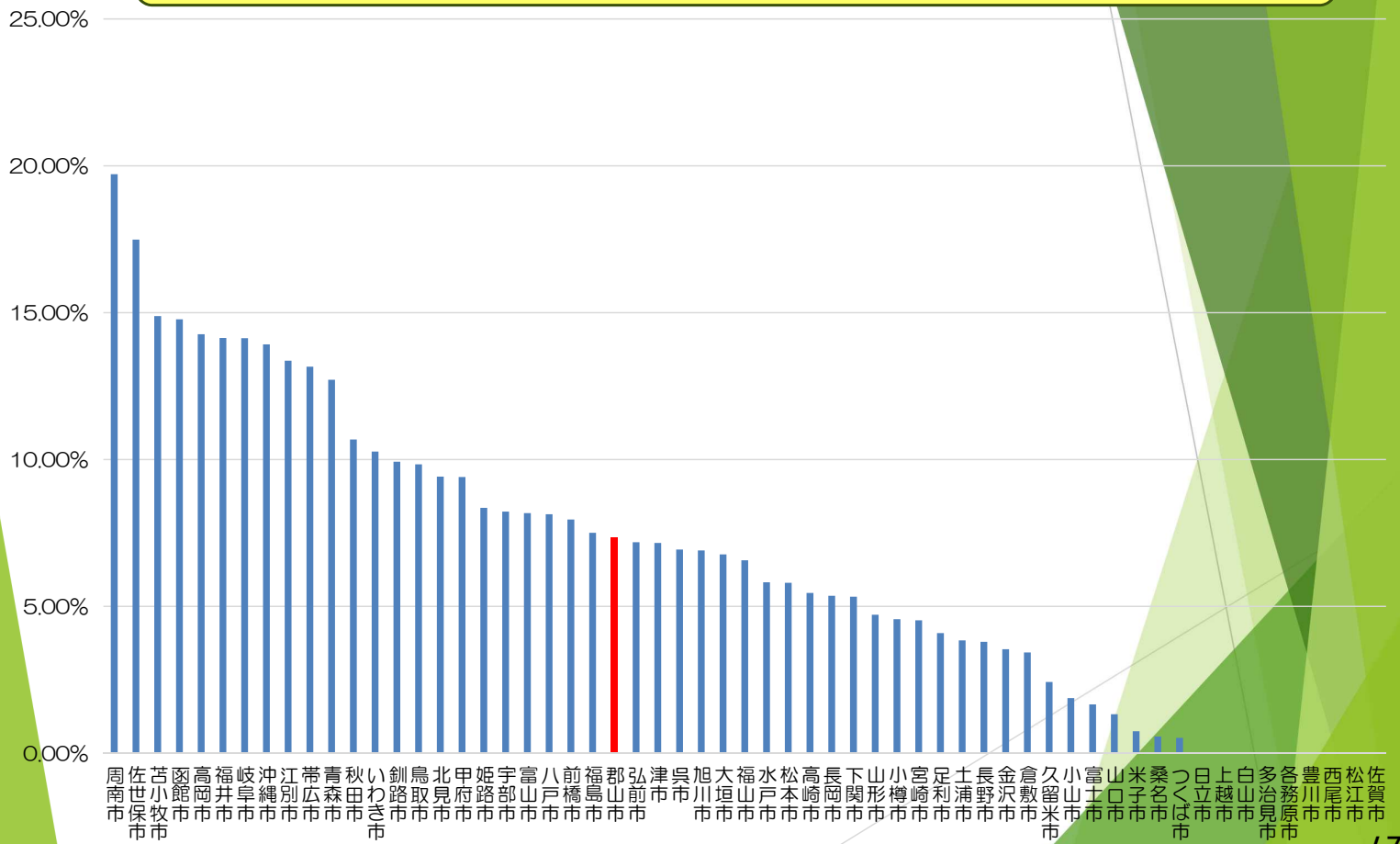
$$\frac{83.48 \text{ km}}{1138.00 \text{ km}} \times 100 = 7.34$$

全下水道管渠延長に対する法定耐用年数を経過した管渠の割合。

下水道管の法定耐用年数は概ね50年であるが、管種等の状況に応じて法定耐用年数を超えて使用できる管渠もある。

46

管渠老朽化率（類似団体比較表）



memo
